



計量証明書

第 24B-1139-1 号

令和7年 3月 5日

反田 久子

様

〒406-0031
山梨県笛吹市石和町市部1-25番1
TEL: 055-267-9611 FAX: 055-267-9612
計量証明事業 山梨県知事登録 濃証第08-4618号
衛生検査所 山梨県知事登録 第25号
株式会社 TAKI 研究所
環境計量士 第一環 39号 船坂 録



試料名 : 最終処分場地下水 浸出地下水

試料の由来 : 自社採取

採取日時 : 令和7年 1月 28日 15 時 32 分

特記事項 : 水温: 9.5 °C

令和7年 1月 28日 御依頼による試料の計量結果を次の通り証明いたします。

計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
カドミウム	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102 55.3
全シアン	mg/L	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.5
鉛	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102 54.3
六価クロム	mg/L	0.02 未満	JIS K 0102 65.2.1
ひ素	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102 61.3
総水銀	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
次頁へ続く			

備考



計量証明書

第 24B-1139-2 号

令和7年 3月 5日

反田 久子

様

〒406-0031
山梨県笛吹市石和町市部1-2番1
TEL: 055-267-9611 FAX: 055-267-9612
計量証明事業 山梨県知事登録 濃証第08-4618号
衛生検査所 山梨県知事登録 第25号
株式会社 T&K研究所
環境計量士 第一環 39号 船坂 録

試料名 : 最終処分場地下水 浸出地下水

試料の由来 : 自社採取

採取日時 : 令和7年 1月28日 15 時 32 分

特記事項 : 水温: 9.5 ℃

令和7年 1月28日 御依頼による試料の計量結果を次の通り証明いたします。

計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0006 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	mg/L	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	mg/L	0.001 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2
セレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102 67.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.019	昭和46年環境庁告示第59号付表7第1
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002 未満	平成9年環境庁告示第10号付表第1
— 以下余白 —			

備考 *印は計量法第107条の計量証明の対象外です。